

「福利厚生倶楽部」入会に関する取り決め事項

1、入会について

- (1) 入会の申込み締切は、毎月10日までとし（建連必着）、翌月1日から利用可能となる（カードは福利厚生倶楽部中国より郵送される）。
- (2) 組合員又は組合事務職員（商工会委託事務も含む）の方であれば、入会できる。
- (3) 申込書提出者に対して、「預金口座振替依頼書」を送付するので、毎月25日までに建連まで提出する。

2、退会について

- (1) 入会后、原則一年間は退会できないこととする。
- (2) また、一度退会したら、以後一年間は再入会できないものとする。
- (3) 組合又は事務所退職の場合（死亡も含む）は、福利厚生倶楽部も同時退会となる。
- (4) 退会の申込締切は、毎月10日までとする。
- (5) カードの回収は各単組で責任を持って行い、必ず建連に提出する。

3、会費の支払いについて

- (1) 会費は月945円（900円＋消費税）で、原則、口座振替により各組合員が指定口座（山陰合同銀行、毎月5日引落とし ※但し、5日が休日の場合は翌平日となる）に支払い、建連は一括して福利厚生倶楽部中国に支払う。
- (2) 金融機関での手続きの都合上、初会費は自動振込みとならないので、初会費のみ下記の建連指定口座に毎月15日までにお振込み下さい（振込み手数料は各自負担となります）。

※例. 4月10日までの申込みの場合、5月1日より利用を希望される方は、4月15日までに指定口座への振込みをお願いします。

《振込先》山陰合同銀行 松江駅前支店 普通 3007432
社団法人 島根県建築組合連合会 会長 生越八郎

- (3) 初会費振込みの確認がとれない場合、申込み月の翌月1日からの利用は不可能となる。翌々月からは自動振込みの手続きが完了しているので、ご利用が翌々月1日からなることを予めご了承下さい。
- (4) 支払い済みの会費については、払い戻しはしない。
- (5) 連続3ヶ月振込み確認ができなかった場合には、建連理事及び事務局長の判断により、退会扱いとする場合もある（その際、各単組でカードの回収を行う）。

(6) 引落とし確認できなかった月は、引落とし不能者リストを福利厚生倶楽部中国へ提出し、その月の利用ができなくなる。

4、会報誌「F.U.N」の配布について

2ヵ月に1回(奇数月)発行される会報誌は所属単組へ一括配送します。原則、各会員には各単組より送付されることとなる。

5、福利厚生倶楽部会員規約

- (1) 入会者は、福利厚生倶楽部の定める会員規約を厳守しなければならない。
- (2) 福利厚生倶楽部会員規約に反したことが判明した場合は、強制的に退会していただく場合もある。

附則

- 1 この取り決め事項は、平成13年4月1日から施行する。